

(仮称) 手話言語及びコミュニケーション条例について

1 制定理由

(1) コミュニケーションの重要性

- ・上越市人にやさしいまちづくり条例を制定し、住みよい地域社会の形成を目指して取り組んでいる。
- ・人にやさしいまちづくりを進める上で、障害の有無にかかわらず、他者とのコミュニケーションが円滑に図られることは極めて重要である。

(2) 個々の特性に合わせた多様なコミュニケーション手段への理解

- ・コミュニケーションに困難を抱える人は、個々の特性に合わせ、手話、点字、筆記など多様な方法でコミュニケーションを行っているが、こうした実態に対する市民の理解は十分とは言えない。

(3) 言語としての「手話」への理解

- ・手話は、独自の文法構造を有しており、日本語などとは異なる独立した言語であるにもかかわらず、社会で広く理解されているとは言えない。
- ・当市においては、手話通訳者等の養成や派遣等に力を入れてきたものの、平成30年度には、県聴覚障害者協会から「手話言語条例制定に関する要望書」が提出されるなど、市民の更なる理解が求められている。

2 条例制定の目的

市民が自分と異なる相手の特性や手話言語をはじめとする多様なコミュニケーション手段を理解し、認め合う意識を醸成し、人にやさしいまちづくりを一層推進するため(仮称)手話言語及びコミュニケーション促進条例を制定する。

3 基本的な考え方

- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要。
- ・手話言語は、独自の言語であることを認識する。
- ・コミュニケーションの手段は、障害の有無、障害の特性、個性などにより多様であることを理解する。

4 条例の構成

- ・本条例は、「上越市自治基本条例」、「上越市人にやさしいまちづくり条例」と整合、調整を図り、理念を定める条例とし、具体的な事業等は、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」(令和3年3月策定)等の各種計画に登載し、計画改定時に見直す。

5 制定により期待する効果

- ・手話を言語として認識するなど、多様なコミュニケーション手段への市民理解が進む。
- ・障害を始め自分と異なる特性を持つ相手への配慮が生まれ、市民間のコミュニケーションの円滑化が図られる。
- ・障害者への偏見や差別の解消につながる。
- ・障害者の雇用を始めとする活躍の場づくりを推進する契機となる。 など

6 今後の予定

- ・令和3年3月議会に上程し、令和3年4月1日施行を予定

7 条例制定後の取組（案）

(1) 市民啓発

- ①【新規】広報上越に特集記事掲載（令和3年4月）
- ②【新規】条例制定記念イベント（令和3年5月）
 - ・条例制定についての説明
 - ・当事者による体験発表
- ③【新規】条例制定啓発用リーフレットの作成
 - ・講演会等に合わせて配布
- ④【新規】特別支援学校の活動発表及び販売会の開催
 - ・市内企業に案内 ⇒ 雇用の促進
- ⑤【拡充】ふくしのひろば（令和3年6月）
 - ・啓発ブースの設置等 ⇒ 条例制定、障害者への理解
 - ・市内企業に案内 ⇒ 雇用の促進
- ⑥【拡充】新潟日報社、県社協、市社協主催イベント（令和3年10月頃）
- ⑦【拡充】その他
 - ・民生委員・児童委員研修会、合同事業所説明会、福祉課職員が講師を務める講座、社会福祉法人等が開催するイベント など

(2) 職員研修

- ・窓口担当職員を対象にコミュニケーション手段について研修会
- ・障害者差別解消について研修（継続）